

議 長 日程第2「議案第40号松田町農業委員会委員候補者選考委員会条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長 それでは、1枚おめくり願います。これも上位法の改正に伴うものでございます。新規条例となっております。松田町農業委員会委員候補者選考委員会条例。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合、その任命に当たって公平性及び透明性を確保するために条例を制定するという内容になってございます。

それでは、（設置）第1条、松田町農業委員会委員の任命に当たり、松田町農業委員会委員候補者を選考するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、松田町農業委員会委員候補者選考委員会を置く。以下「委員会」という。

（所掌事務）第2条、委員会は町長の諮問に応じ、農業委員会等に関する法律の規定及び松田町農業委員会委員の定数に関する条例に基づき、候補者の選考を行い、町長に報告する。2項、委員会は候補者の選考にあたり、推薦及び募集に応じた候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて面接その他、適当と認める方法による審査等を行うことができる。

（組織）第3条、委員会は委員5人以内で組織する。2項、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。1号、学識経験者。2号、自治会等地域の代表者。3号、町農業委員会委員経験者。4号、前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者。

（任期）第4条、委員の任期は3年とする。ただし、再任することができる。2項、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）第5条、委員会に委員長及び副委員長を置く。2項、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。3項、委員長は会務を総理し、委員会を代表する。4項、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）第6条、委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。2項、委員会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。3項、

委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。４項、委員会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。５項、前項の規定により議決権を行使した者は出席したものとみなす。

（会議の公開）第７条、委員会は公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは委員会に諮った上で公開しないことができる。

（秘密保持）第８条、委員は、委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）第９条、委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

（委任）第１０条、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則といたしましては、（施行期日）１、この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）２、この条例の施行の日以降最初に開かれる委員会の会議及び委員の任期満了後、最初に行われる委員会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

新規条例ですので、全て読み上げさせていただきました。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。この条例につきましては、新規条例でございますけれども、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。この条例につきましてですね、採決を行います。日程

第2「議案第40号松田町農業委員会委員候補者選考委員会条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。